

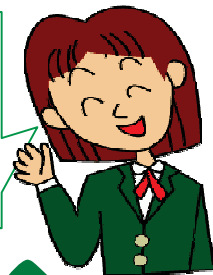
西ヶ原まちづくり協議会ニュース

第36号 平成27年7月発行
発行：西ヶ原まちづくり協議会



◆ 地域の皆様のご参加をお待ちしています！

まちづくり協議会では、よりよいまちづくりに向けて、『まちづくりのルール』についての勉強を行っています。
どなたでも、お気軽にご参加頂けますので、地域の皆様のご参加をお待ちしています！！



第33回まちづくり協議会 開催のご案内

日付：平成27年7月30日（木曜日）

時間：午後7時00分～午後8時30分頃まで

場所：滝野川東区民センター 1階・会議室

[テーマ]

1. 密集事業の状況
2. 共同建替えに関する意向調査について
3. 西ヶ原小学校リフレッシュ工事について
4. 西部つどい広場の開園について
5. その他

事務局連絡先：東京都北区まちづくり部 まちづくり推進課
TEL：03-3908-9154 FAX：03-3908-2244

H27.3.5 第 32 回まちづくり協議会の報告

○地区計画案の検討について

・昨年実施したアンケートの結果を踏まえて、区が作成したまちづくりルール（地区計画）の案について検討を行い、質疑・意見等を頂きました。

(Q) ブロック塀ではなく、しっかりしたコンクリートならば安全では？

(A) 倒壊危険性の防止のほか、沿道の緑化や防犯面から、生垣や透視可能なフェンスが望ましいと考えています。地形等の制約がある場合はOKとします。

(Q) 土地を分割する場合の最小敷地面積を 65 m²とする根拠は何ですか。

(A) 北区はファミリー世帯の定住化を推進しているため、それに必要な概ね 100 m²の延床面積の住宅が建てられる敷地の水準として提案させて頂きました。
 なお、道路拡幅整備に協力していただいたことにより、65 m²未満の面積となった土地については、そのまま建築（建替え）敷地として活用できます。

(Q) この後、どのように決められていくのですか。

(A) 案の内容を具体的にお示しして、もう一度アンケートのような形でご意見を募り、それを参考に区で素案をつくり、都市計画審議会で決めて頂きます。

○西部つどい広場の開園について

・地域の皆さんとワークショップで検討して頂いた「西部つどい広場」が完成し、3月22日に西ヶ原西部自治会の主催で開園式が執り行われました。



◆ 密集事業を拡大・継続いたします ◆

西ヶ原地区の密集事業は、平成27年度で事業予定期間が終了する予定でしたが、今後も防災性の高いまちづくりを続けていくため、事業区域を拡大したうえで、事業期間をさらに5年程度延伸することとなりました。

ご協力をお願いいたします。

※詳しくは、北区役所まちづくり推進課まで

